Q8 予約の際に何を説明すればよいですか。

A8 まずは、「中小企業に関する相談がしたい」とおっしゃってください。相談希望日時をお伺いし、予約日時を決めます。社名、相談に来られる方の氏名、連絡先、相談内容をお伺いします。

Q9 電話での相談はできますか。

A9 原則としてお受けしておりません。面談でのご相談により適切なアドバイスが可能となりますのでご理解ください。

その他の法律相談も承ります。

詳しくは 大阪弁護士会 で検索。

ホームページへの
アクセスはこちらから→

https://soudan.osakaben.or.jp/tyuusyou.html

大阪弁護士会
マスコットキャラクター
リーガリュー

☎06-6364-7661

[予約受付：月～金(祝日のぞく) 9:00～12:00 / 13:00～17:00]

大阪弁護士会
中小企業・NPO法人等支援センター

〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5

・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口①から徒歩約5分
・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分
・地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
・JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分

2024.06. 800

大阪弁護士会

ビジネスに潜む法的問題についてご相談に乗ります。

中小企業に関する相談は大阪弁護士会 中小企業・NPO法人等支援センターへ

中小企業・NPO法人等支援センターが、法律問題を抱える企業のお力になります。

Q1 大阪弁護士会中小企業・NPO法人等支援センターとは？

A1 中小企業やNPO法人等に法的サービスの利用を促進するために大阪弁護士会が設立したセンターです。

Q2 大阪弁護士会中小企業・NPO法人等支援センターはどのようなサービスを提供していますか？

A2 大阪弁護士会館内で、弁護士が毎日待機（土・日・祝を除く）し、中小企業からのご相録をお受けしています。

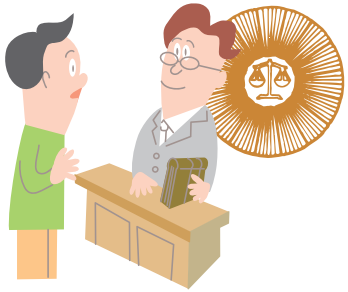

Q3 どんな相談ができますか？

A3
- ○債権回収
- ○労務問題
- ○取引先とのトラブル
- ○顧客クレーム対応
- ○事業承継
- ○事業再生
- ○事業清算など

中小企業に関する法律問題全般についてご相談をお受けします。

Q4 相談料はいくらですか？

A4 30分以内5,000円（消費税別）
※延長の場合は、15分毎に2,500円（消費税別）の追加料金制です。

Q5 相談できる時間は？

A5 午後１時から４時までで、３０分単位の予約となっております。

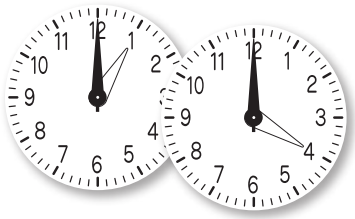

Q6 相談したいときは？

A6 事前に電話でご予約のうえ、大阪弁護士会館１階
総合法律相談センターまで
お越しください。
予約のお問い合わせ先は
06-6364-7661です。
お気軽にお電話ください。
ご予約の際には、「リーフレットを見た」とおっしゃってください。

Q7 相談した弁護士に事件を依頼できますか？

A7 できます。
但し、ご相談の内容等により受任できないときがあります。相談時にご遠慮なくお尋ねください。